

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切に、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「犯罪被害者の人権」についてお伝えします。

犯罪被害者の人権課題

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわれないうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

近時、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が高まりを見せています。犯罪被害者などは、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い討ちをかけるように、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷つけられたり私生活の平穏が脅かされるなどの問題が指摘されています。その対策として、平成16

(2004)年12月には、犯罪被害者などのための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者などの権利や利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定されました。同法に基づき、平成17(2005)年12月には、「犯罪被害者等基本計

画」が作られ、毎年11月25日から12月1日までの一週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者などが置かれている状況や犯罪被害者の名誉または生活の平穏への配慮の重要性などについて、国民の理解を深めることを目的とした活動が展開されています。

法務省の人権擁護機関としても、犯罪被害者の人権に対する配慮と保護を図るため、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人の家族に対する就職差別などが発生しています。これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力がが必要です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根深く、就職に際しての差別や住居の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は

極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意識と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」が実施されるなど、さまざまな取り組みが行われています。また、法務省の人権機関では、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

※最近の少年犯罪は目に余るものが多く見受けられます。その背景には、加害者も被害者にもさまざまな要因があると思います。少年たちの動向に変化や疑問などを感じられたら、学校や児童福祉施設などに相談しましょう。少年たちの『SOS』は、家庭では、気づけない場合もあります。周りの人たちの温かいまなざしで、少年犯罪が起らないようにしましょう。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。